

確定申告を前に「滞納整理」が強められている?!

最近、会内外から「税務署から『差押』をすると連絡があった」「税務署へ分納の相談で電話したら、にべもなく『差押』をするといわれた」などの相談が増えています。確定申告期で「新たな税滞納」が発生する前に「滞納整理」に力を入れているように思われます。

滞納状態を放置すると「差押予告書」が来ます

国税の滞納をして、そのまま放置すると「差押予告書」が届きます。「差押予告書」には「あなたの下記滞納国税につきましては、自主的に納付していただくようお願いして参りましたが、まだ完納になっておりません。つきましては、下記指定日までに出署の上、全額納付してください。なお、全額納付のない場合には、直ちに財産(売掛金、預金等)の差押を執行します」と書かれています。

多くの相談者は「直ちに差押を執行」という文言にあわてて相談に来ています。

中小業者の「売掛金」は生活費に直結

大企業と違い、中小業者の「売掛金」は、1日いくらという人工請求をしている場合のようにそのまま「生活費」となっていることが少なくありません。ほとんど労働者の「給料」と変わりがありません。「給料」は一定額の範囲では差押が禁じられていますが、「売掛金」は全額が差し押さえられてしまいます。また、多くの場合、取引先に差押がされると「取引停止」になってしまいます。つまり、商売が続けられなくなってしまうのです。

売上減少で税金を払えないときもあります 大切なのは放置しないこと

一昨年来の大不況の影響で売上が大きく減って、生活もままならない事業者が増えています。当然税金の支払いも滞ってしまいます。ここで大事なことは、払えないからといって放置しないことです。

他の民商で「2ヶ月間「売掛金」が差し押さえられてしまったが税務署に売上の実態を話して(売掛が10数万しかない)、今後は「差押しない」「しばらく様子を見る」と約束させた」という経験も生まれています。

「差押予告書」発送までには税務署から何回かの問い合わせもあるはずですので放置せず、すぐ相談ください。

新会員歓迎学習会を開催

22日、民商に入会してはじめて確定申告期を迎える会員を対象に新会員歓迎学習会を行いました。森山会長のあいさつのあと、自己紹介をしてから、「私たちの民商」をテキストに民商の歴史と運動、組織の仕組みなどを学習しました。学習会には三役と各支部長も参加。新会員としっかり「顔合わせ」をしました。

2月の無料法律相談
2月9日(火)午後4時～
※相談希望の方は電話で
予約ください



婦人部新年会開く

23日(土)、恒例の婦人部新年会をことぶき公民館で行いました。

参加者は17名とやや少なめでしたがはじめて参加する人や若い人の参加もあり、成瀬部長から婦人部の歴史と役割が



わかりやすく話されたあと、「魚大」(北支部会員)の美味しいお弁当を食べながら歓談。くじ引きなどもあって楽しいひとときを過ごしました。これからも婦人部の催しに参加してね!

税金相談員のための消費税学習会

確定申告相談班会に自信を持ってのぞめるように「相談員・消費税学習会」を計画しました。どなたでも参加いただけます。積極的に参加ください。

2月2日(火) 午後7時半から

今年の重税反対統一行動は
3月12日(金)です
みんなで参加しましょう!

毎週水曜日の午前中(10時～12時)パソコン入力会やってます

会場 事務所2階です ※初回参加時に昨年の「決算書」を持ってきてください。



皆さんの会費が会の活動を支えています

会費の納入のお願い

毎月、15日までの会費納入にご協力下さい

会計 伊藤英雄